

# 1 平成26年度 事業計画

## (1) 各部の活動内容

	各 部	平成26年度 活動内容	平成25年度 活動内容
1	執 行 部	(1) 学校行事への参加協力 ①運動会 ②学習発表会 ③授業参観 ④ <b>儀式的行事</b> (2) 授業支援 総合的な学習の時間 等 (3) 学力向上推進への取り組み ・ <b>一事徹底の実践 (あいさつ)</b>	(1) 学校行事への参加協力 ①運動会 ②学習発表会 ③授業参観 ④入学式 ⑤卒業式 (2) 授業支援 総合的な学習の時間 等 (3) 学力向上推進への取り組み
2	事 業 部	(1) 環境整備事業 ① PTA 作業 ・ <b>遊具の修理</b> ・ <b>ブロック塀の補修</b> ②校庭の整備、県道沿いの植え込みの手入れ (2) 夏休み親子デーキャンプ (3) 学力向上推進への取り組み ・ <b>一事徹底の実践 (あいさつ)</b>	(1) 環境整備事業 (PTA 作業の推進) ①校庭の整備、県道沿いの植え込みの手入れ ② PTA 作業 (2) 夏休み親子キャンプ (3) 学力向上推進への取り組み
3	文 化 部	(1) 自然体験教室 (海山体験、ホテル観察会 等) (2) 敬老会 (3) 歓迎会、感謝会の企画 (4) 読み聞かせ (読書月間) (5) 夏休みラジオ体操 ・ <b>開始時間の確認</b> (6) 学力向上推進への取り組み ・ <b>一事徹底の実践 (あいさつ)</b>	(1) 研修会、講習会、講演会の企画運営 (2) 自然体験教室 (海山体験、ホテル観察会 等) (3) 敬老会 (4) 歓迎会、感謝会の企画 (5) 読み聞かせ (読書月間) (6) 夏休みラジオ体操 (7) 学力向上推進への取り組み

## (2) その他の活動内容

1	外部団体行事への参加	(1) 八重山地区 PTA 指導者研修会への参加 (2) 石 P 連主催親睦ソフトバレーボール大会への参加	(1) 八重山地区 PTA 指導者研修会への参加 (2) 石 P 連主催親睦ソフトバレーボール大会への参加 (3) その他
2	児童生徒健全育成への参加	(1) 石 P 連主催 童話・お話・意見発表会への参加 (2) 体験学習 等への参加	(1) 石 P 連主催 童話・お話・意見発表会への参加 (2) 体験学習 等への参加 (3) その他

## (2) 年間活動計画

月	担当	平成26年度 活動内容	平成25年度 活動内容
4月	執行部  文化部	1 儀式的行事（入学式）の参加 2 役員会…4月18日（金） ・富野公民館 18:30～PTA 総会資料確認 3 日曜授業参観…4月27日（日）午前中 ・PTA 総会（米原公民館）15:00～15:30 ・親睦グランドゴルフ 15:30～16:30 ・懇親会 16:30～18:30	1 儀式的行事（入学式）の参加
5月	執行部	4 第1回 PTA 評議委員会	2 第1回 PTA 評議委員会 3 日曜授業参観…5月19日（日） ・グランドゴルフ大会 ・PTA 総会（米原公民館） 4 ヤエヤマホテル観察会
6月	事業部	5 運動会前の PTA 作業 6 運動会(6/15)参加、婦人踊り練習	5 第2回 PTA 評議委員会 6 PTA 作業…6/2(日) 7 運動会(6/16)参加、婦人踊り練習
7月	文化部	7 ラジオ体操 ・夏休みの期間に実施	8 富野小中学校学力向上推進委員総会 ・両公民館の総会後に実施 9 ラジオ体操（夏休み：学校にて）
8月	事業部	8 親子デーキャンプ 9 第2回 PTA 評議委員会	10 親子キャンプ
9月	文化部 事業部	10 富野・米原合同敬老会 11 中体連陸上大会への協力…9/28(日) ・テントの運搬、設営、片付け	11 富野・米原合同敬老会 ・両公民館と連携 12 中体連陸上大会への協力
10月	文化部 事業部 文化部	12 読み聞かせ（読書月間） 13 小体連陸上大会への協力…10/11(土) ・テントの運搬、設営、片付け 14 石P 連童話お話し意見発表会…10/19(日)	13 読み聞かせ（読書月間） 14 小体連陸上大会への協力(10/12) 15 石P 連童話お話し意見発表大会 16 PTA 作業
11月	事業部 執行部	15 学習発表会前の PTA 作業 16 石P 連ソフトバレーボール大会 17 学習発表会…11/23(日)	17 石P 連ソフトバレーボール大会
12月			
1月	事業部		
2月	執行部	18 日曜授業参観校区学推報告会…2/1(日) 石垣市学力向上推進実践報告会 ・2/1(日)午後 ・場所…石垣市民会館	18 校区内学力向上推進実践報告会 19 石垣市学力向上推進実践報告会 ・2/2(日)石垣市民会館
3月	執行部 文化部	19 卒業式…3/15(日) 20 第3回 PTA 評議委員会 21 PTA 解散総会・会 PTA 感謝会	20 卒業式…3/12 21 第3回 PTA 評議委員会 22 PTA 解散総会・PTA 感謝会…3/26

# 富野小中学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は富野小中学校PTAという。
- 第2条 この会の事務局は富野小中学校内に置く。
- 第3条 この会は、会員相互の親睦を深め教養を高め民主教育の向上発展と児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は次の方針に従って活動する。
1. 民主教育に対する理解を深めよい父母、よい教師となるように努める。
  2. 学校・家庭・地域の緊密な連帯によって、児童生徒の指導に努める。
  3. 児童生徒の教育環境をよくし、その福祉向上を図る。
  4. 公教育の充実に努める。
  5. 研修会、講演会等により教養並びに親和を図る。
  6. 児童生徒の教育並びに福祉の為に活動する他団体との協力を努める。

## 第2章 会 員

- 第5条 この会の会員は次の通りとする。  
富野小中学校に在籍する児童生徒の父母又はそれに代わる者（正会員）
1. 富野小中学校の職員（正会員）
  2. 富野小中学校校区に在住する世帯主及び会の目的に賛同する者（準会員）

## 第3章 機 関

- 第6条 この会に次の機関を置く。  
(1) 総会 (2) 評議員会 (3) 執行部 (4) 監査委員会 (5) 班PTA
- 第7条 この会の会議の定足数は過半数とし、議決は出席数の過半数の同意を必要とする。
- 第8条 総会はこの会の最高議決機関で全会員をもって構成する。
- 第9条 総会は定期総会、臨時総会、決算総会とする。
1. 定期総会は原則として毎年5月に開催する。
  2. 臨時総会は会長、評議員が必要と認めたととき又は会員の3分の2以上の要求があったとき会長が召集する。
  3. 決算総会は3月に実施し、その年度の活動報告・決算報告をする。
- 第10条 総会は次の事項を行う
- 第2条 会務の報告
- 第3条 事業計画の審議
- 第4条 決算・予算の議決
- 第5条 役員を選出
- 第6条 会則の改正
- 第11条 評議員会はこの会の審議機関で次の事項を行う。
1. 予算・決算・各事業・会則の改正その他運営上必要な事項
  2. 総会において委任された事項
- 第12条 執行部は執行機関で会長・副会長・事務局長・各部長・書記会計で構成し、次の事項を行う。
1. 予算・決算案の作成
  2. 予算の執行
  3. 総会・評議員会に提出する議案の作成
  4. 会の諸行事の推進

第13条 実行部には次の部を置き、部長は部員を委嘱し、次の事項を行う。

文化部

- ◎ 会員の教養を高める諸行事
- ◎ 会員相互の親睦を深める行事
- ◎ 校外における児童生徒活動の育成（校外生徒会）

事業部

- ◎ 会の基金造成
- ◎ 環境整備

第14条 監査委員会はこの会の年度内の会計事務を監査し、その結果を評議員会・総会に報告する。

第15条 学級PTAはこの会の下部単位機関で各学級ごとに組織し運営する。

第16条 班PTAはこの会の地域単位PTA機関で各班ごとに運営し次の事項を行う。

1. 児童生徒の校外生活のよい環境づくり
2. 児童生徒の望ましい基本的生活習慣の形成
3. 会活動の地域における浸透
4. 班PTAの親睦

## 第4章 役員

第17条 この会の役員は次の通りとする。

- 1) 顧問（学校長）1名
- 2) 会長 1名
- 3) 副会長 1名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 部長各 1名
- 6) 書記会計 1名
- 7) 評議員若干名（父母＊学校 両教務 環境・体育主任）
- 8) 監査員

第18条 この会の役員は総会において選出する。

ただし書記会計は会員の中から会長が委嘱する。

第19条 この会の役員の任期は2年とする。（評議員は1年）

第20条 補選によって就任する役員の任期は前任者の残任期間とする。

第21条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を整理し諸会議の議長となり本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会務を企画し、各部長及び各評議委員との連絡調整を密にし、会務を推進する。
4. 書記会計は会長の指揮に従い書記会計事務にあたる。

## 第5章 経理

第22条 この会の活動に要する経理は会費・寄付金・事業収入によって支弁する。

第23条 この会の会費は第5条1・2項会員を正会員とし1万円、3項準会員は3千円とする。

第24条 この会の会費の徴収は班PTAごとに班長がとりまとめ毎月会計に納入する。

第25条 この会の会計年度は毎月4月1日に始まり3月31日に終わる。

第26条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得る。

第27条 この会に次の緒表簿をそなえておく。

- 1) 会員名簿
- 2) 会則
- 3) 会議録
- 4) 役員名簿
- 5) 会計簿
- 6) 寄付台帳
- 7) その他必要な表簿

第28条 この会の会則の改廃は総会において出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第29条 この会則は昭和51年4月1日から施行する。

従前の会則は昭和51年3月31日をもって廃止する。

この会則は平成8年5月23日から施行する。

この会則は平成15年5月23日から施行する。

この会則は平成16年5月7日から施行する。

この会則は平成20年5月1日から施行する。